



草の根技協(パートナー型)

2017年04月10日現在

本部/国内機関 : 東京国際センター

案件概要表

案件名	(和)障害者自立支援事業フェーズ2 (英)Support work for Independent living of Disabled Person Phase 2
対象国名	ペルー
分野課題1	社会保障-障害者支援
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	社会福祉-社会福祉-社会福祉
プログラム名	プログラム構成外
援助重点課題	-
開発課題	-
署名日(実施合意)	2011年09月21日
協力期間	2011年10月17日 ~ 2016年10月16日

プロジェクト概要

背景	ペルー共和国は、障害者対策が十分では無い。勿論国はその必要性を理解しているが、なかなか手がまわらない。このため障害者は、家庭内に閉じこもりを余儀なくされている状況にある。 障害者は「健常者と等しく、普通の社会生活が行なえる権利を有する」が、その為の対策が行なわれていないのが現状である。 障害者の自立を目的とする、「障害者自立支援策」を早急に講じることが求められている。
上位目標	今回の活動の成果が、ペルー国でのモデルとして認識・評価され、ペルー国内に類似施設が設置されるとともに、障害者の自立と社会参加が促進される。
プロジェクト目標	ペルー国のパイロット事業として、障害者のための通所施設を設置し、管理運営を軌道に乗せる。
成果	1) 作業場所と機材が整備・配置される 2) 現地指導員が育成され、障害者の程度に合った指導が行えるようになる 3) 障害者の特性を踏まえた具体的な活動の実施が可能となる。 4) 障害者(通所者)は、地域社会への参加が行事・イベントを通じて施設内外で可能となる 5) 「親の会」が現地NGO化され、施設の管理運営に関する仕組みや制度が整い、自立運営が可能となる土台が構築される
活動	活動(Activities): 0. 事業実施計画の適正化(事業開始後1年以内を目的) 0-1) 現状把握(ベースライン調査)0-2) 基本活動プログラム(作業内容)の策定 0-3) PDMの見直しと適正化 1. 作業施設所・機材の整備 1-1) 仮事務所を設置する。1-2) 適切な作業所となる家屋を選定、作業所として整備する。施設は障害者に配慮した物とする。 資機材の種類は、通所者の活動の可能性を把握し適切なものを選定・配置する 1-3) 資機材を発注・配置する。1~3年目は工芸、調理・焼き菓子、クリーニング等の機材を配備、 1-4) 4年目以降は降花卉・農産作業を考え、 ①簡易な倉庫・休憩小屋を設置する②用排水の計画を立て、工事する。③必要機材を配備する

- 1-5) 施設・機器の管理・利用に関する指導を行う
2. 指導員
 - 2-1) 指導員の育成のため、日本での研修を実施する
 - 2-2) 日本人専門家による指導のもとOJTを行う。
 - 2-3) 1～3年度目までは日本人専門家の指導のもと、活動プログラムを設定する
 - 2-4) 4年度目以降は、活動プログラムの設定と他の現地スタッフ・ボランティアへの指導を自立的に行う。
 - 2-5) 特にジョブコーチの育成は、主として3～4年度目に日本人専門家の指導の下行う
 - 2-6) 全期間を通し日本人専門家がスーパーバイズする例えば、利用者の選定理念、プログラムの設定、個人時系列評価(障害者の特性の把握・接し方などのケースカンファレンスの活用)、新知識の習得(勉強会の活用)など
 - 2-7) 現地での人材育成とそのフォローアップの為、他類似機関との連携を図る
3. 障害者(通所者)
 - 3-1) 通所者の選定が行われる。
 - ①開始年度は5～10名程度②2年度目は5～10名程度の増員、合計15～20名③4年度目に10～20名程度増員 合計30～40名
 - 3-2) 障害の種別、程度に見合った各種活動を行う。3-3) 一般会社への就労の為の通所者研修活動を行う
 - 3-4) 作業・活動が困難な利用者に対する場の提供と、可能な活動を形成する
4. 地域社会との交流
 - 4-1) 国・地方自治体の各行政機関の障害者部局との連携を密にし、相互理解を深める
 - 4-2) エブロリブレ区の障害者部局(OMAPED)の行事・イベントに利用者・親が積極的に参画する
 - 4-3) 通所者が親の会と一体となりバザー、販売等を行う
 - 4-4) 一般会社就労者の就労実習を外部施設で行う
 - 4-5) 広報等の情報発信、「障害者との集い」などを企画し、周辺住民も含めた啓蒙活動を行う。地域との連絡を密にし、より良い関係にする
 - 4-6) 就労可能先への障害者の理解と対応の啓蒙活動を行う
5. 施設全体の管理運営、
 - 5-1) 施設の管理運営のため、関係者が参画した管理運営会議を設置、審議し方針を定める。親の会は4年度目からは管理運営会議の主体を担う。
 - 5-2) 親の会の早期のNGO登録を行う
 - 5-3) 親の会が管理・運営を行う為の、障害者の能力評価・対応活動・障害者施設の運営等の基本的能力習得を指導するとともに、親の会の自立運営が可能となるための助言を行う
 - 5-4) 親の会の主要メンバー2名を活動の実際を習得する為に日本で研修を行う
 - 5-5) ボランティア制度の制度化を行う
 - 5-6) 支援者確保(賛助会員制度等による支援)の制度・仕組みを整える。
 - 5-7) 製品製造・販売の仕組みを整える
 - ①製品製造レシピの作成
 - ②販売、場合によっては輸出可能な水準を維持するための品質管理の仕組みを整える
 - ③常設販売所を設置
 - 5-8) 家族・関係者へのサポート活動を行う 5-9) ①親の会が活動事例を提供する体制を整える②訪問者等に対し、活動事例を提供する

投入

日本側投入 人材 プロジェクトマネージャー1名(日本人)
 現地調整員1名(日本人又はペルー人)
 日本人専門家(5名)
 指導員(ペルー人)5名
 指導員アシスタント(ペルー人)2名
 業務調整スタッフ(ペルー人) 1名

資機材
 事務関連機材
 作業種類別の資機材
 販売のための機材

相手国側投入 相手国 協力機関
 【人材】
 ・連絡調整 担当連絡員
 ・ボランティア・高齢者による支援
 【施設】
 農場用育成・作業スペース
 100平方M

実施体制

- (1) 現地実施体制 ひまわりの会: 現地調整員、現地業務補助員(指導員5名、指導補助員2名、総務1名)
 Asociacion Kantu Sembrando Esperanza(親の会)
- (2) 国内支援体制 ひまわりの会: プロジェクトマネージャー、障害者支援専門家(3名)、国内調整員

個別案件(専門家)

2017年12月16日現在

本部/国内機関 : 社会基盤・平和構築部

案件概要表

案件名	(和)緊急警報放送システム(EWBS)普及支援アドバイザー (英)Advisor for the Implementation of Emergency Warning Broadcast System (EWBS)
対象国名	ペルー
分野課題1	情報通信技術(ICTの利活用を含む)-放送
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	公共・公益事業-通信・放送-通信・放送一般
プログラム名	防災行政強化プログラム
援助重点課題	防災対策
開発課題	防災・災害対策
プロジェクトサイト	リマ
協力期間	2015年09月23日 ~ 2017年09月22日
相手国機関名	(和)運輸通信省
相手国機関名	(英)Ministry of Transportation and Communications

プロジェクト概要

背景	<p>ペルーは、2009年4月に地上デジタル放送に日伯方式(ISDB-T)を採用することを決定し、2010年3月には首都リマで運用を開始すると共に、地上デジタル放送の導入にかかるマスタープランを発表。ペルーは、日本から派遣された2名の地デジ専門家(2009年~2012年、2012年~2014年)の支援を通じて、同マスタープランに従い、着実に地デジ化を推進(2014年8月時点で、第1地域のリマ・カヤオで20局、第2地域のクスコ2局、チクラヨ1局、アレキパ1局で地デジ開始)すると共に、データ放送の実用化等を行っている。また、ペルーは、災害時の早期警報放送システムとして、ISDB-Tの利点を生かした、「緊急警報放送システム(EWBS)」の導入を決め、防災無償「広域防災システム整備計画」により、防災拠点8カ所にEWBS機材を整備する予定である。</p> <p>ペルー政府は、2011年2月、防災・減災を重視する「国家災害リスク管理法」(SINAGERD)を制定し、国家レベルで災害リスク管理を強化する方針を掲げており、国民に地震・津波等の警報を迅速かつ安定して知らせるEWBSの早期実用化が望まれている。しかしながら、ペルーはEWBS運用の経験の有しておらず、EWBSの円滑な導入・運用・普及に向けて、EWBS運用技術規定の策定、EWBS受信機の開発・実用化、関連人材の育成等が課題となっており、これら指導を行える日本人専門家の派遣が必要とされる。</p> <p>更に、ペルーは今後も地デジの地方展開、データ放送コンテンツの充実化、ワンセグの普及等を進めていく予定であり、未だこれらの経験の浅いペルーに対して、引き続き地デジ専門家の協力が必要とされる。</p>
上位目標	ペルーにおいて、EWBSの導入・普及を通じて災害時に人的被害が軽減されると共に、ISDB-Tによる地上デジタル放送が全国に普及する。
プロジェクト目標	ペルーにおいてEWBSが円滑に導入・運用され、ペルー人技術者の能力が向上する。地デジの地方展開、データ放送コンテンツの充実化、ワンセグ普及のための技術が向上する。
成果	<ol style="list-style-type: none">1. EWBS運用技術規定が策定される2. 防災無償でEWBS機材が円滑に導入・運用される。3. 国営放送IRTP及び民間放送でEWBSが運用される。4. INICTELが実施予定の「カヤオ沿岸におけるISDB-Tを活用した津波警報のためのEWBS受信機開発・実用化プロジェクト※」が実施される。

5. 地方都市(第2、第3、第4地区)において地上デジタル放送が開始される。
6. EWBS及び地上デジタル放送に関連する人材の技術的能力が向上する。
7. EWBS及び地上デジタル放送の実用化が推進される。

※同プロジェクトは、INICTELがEWBS受信機を開発した上で、津波リスクの高いカヤオ市の沿岸部施設等を対象に、同受信機を搭載したテレビや携帯を設置し、実際の津波を想定し、EWBS信号(津波警報)の受信、自動起動、テキストメッセージの表示等のテスト・確認を行う。

活動	<p>1-1. EWBS送受信システム(送信機、受信機、ソフトウェア、サーバ)の技術仕様の検討を助言・支援する。</p> <p>1-2. 早期警報発信所(INDECI管轄のCOEN)と放送局間の情報伝達ルート(ラジオ、光ファイバー、波長帯、インターフェース等)の確立を助言・支援する。</p> <p>1-3. 衛星回線を通じたEWBS信号の伝達システムの構築を支援する。</p> <p>1-4. 地デジ中継局の衛星受信機の仕様の検討を助言・支援する。</p> <p>2-1. 防災無償によるEWBSが円滑に導入・運用開始されるよう支援する。</p> <p>3-1. 国営放送(IRTP)のみならず他の民間放送がEWBSを運用する際のプロトコル整備を助言する。</p> <p>4-1. INICTEL「カヤオ沿岸におけるISDB-Tを活用した津波警報のためのEWBS受信機開発・実用化プロジェクト」の実施を支援・助言する。</p> <p>5-1. 第2、第3及び第4地区の地方放送局が地上デジタル放送を開始できるよう支援・助言する。</p> <p>5-2. データ放送の普及を支援する。</p> <p>5-3. ワンセグの普及を支援する。</p> <p>6-1. EWBS及びISDB-T技術を移転するための人材育成プラン(マニュアル作成含む)の作成を支援する。</p> <p>6-2. 同人材育成プランに基づき、研修を実施する。</p> <p>7-1. EWBS及び地方デジタル放送の実用化の推進を支援する。</p>
投入	
日本側投入	長期専門家1名×24MM
相手国側投入	カウンターパートの配置
外部条件	長期専門家の執務スペース及び事務用品(執務机、PC、インターネット環境等) 防災無償案件が、計画通りに進み、2015年末頃に8つの防災拠点にEWBS機材が納入・据え付けられる。
実施体制	
(1)現地実施体制	<p>運輸通信省(MTC)を中心に、国家防災庁(INDECI)、国立電気通信訓練研究所(INICTEL)、国営放送(IRTP)がカウンターパート。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・MTC: 通信所管、地デジライセンスの付与 ・INDECI: 防災無償実施機関、EWBS信号発出担当 ・INICTEL: EWBS受信機開発、データ放送コンテンツ開発 ・IRTP: 衛星経由EWBS信号の送信を担当
関連する援助活動	
(1)我が国の援助活動	<p>1) 我が国の援助活動 Cooperation of the Japanese ODA 我が国は、以下のとおりペルーの通信・防災分野に対して、ソフト及びハードの協力を実施してきている。特に本専門家の派遣は、防災無償「広域防災システム整備計画」におけるEWBSの円滑な導入に貢献することが期待される。</p> <p>1995年: ペルー国営放送局機材整備計画 9.66億円(一般無償)</p> <p>1996年: 国営放送局教育番組ソフト供与 0.27億円(一般文化無償)</p> <p>2008年: ペルー国営ラジオ・テレビ局番組ソフト整備計画 0.29億円(一般文化無償)</p> <p>2009年: 地上デジタル放送導入支援研修 0.23億円(個別研修)</p> <p>2009年: 国営放送デジタル放送設備整備支援(総務省)</p> <p>2009年~2014年: 地上デジタル放送導入支援アドバイザー</p> <p>2010年~2015年: ペルーにおける地震・津波減災技術の向上プロジェクト(SATREPS)</p> <p>2012年~2016年: 広域防災システム整備計画 7億円(防災無償)</p> <p>2) 他ドナー等の援助活動 Cooperation by Other Donor Agencies, etc.</p>



技術協力プロジェクト

2019年03月15日現在

本部／国内機関 : 地球環境部

案件概要表

案件名	(和) 森林保全及びREDD+メカニズム能力強化プロジェクト (英) Project on Capacity Development for Forest Conservation and REDD+ Mechanisms
対象国名	ペルー
分野課題1	自然環境保全-持続的森林管理
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	農林水産-林業-林業・森林保全
プログラム名	環境改善促進プログラム
援助重点課題	環境対策
開発課題	環境保全・気候変動対策
プロジェクトサイト	リマ市(環境省を含む中央省庁)、サンマルティン州(州面積51,253.31 km ²)、ウカヤリ州(同101,830.64 km ²)、ランバイエケ州(同14,231.3 km ²)、ピウラ州(同35,892.49km ²)、トゥンベス(同4,045.86km ²)
署名日(実施合意)	2015年09月30日
協力期間	2016年03月30日 ~ 2020年03月29日
相手国機関名	(和) 環境省
相手国機関名	(英) Ministry of Environment

プロジェクト概要

背景

ペルー共和国(以下「ペルー」)の国土は大きく3つの地形に分けられ、西部沿岸部の乾燥地域、中央部のアンデス山脈が連なる高地、そして東部の熱帯地域からなっており、それぞれに固有の貴重な自然を有している。中でも熱帯地域は世界最大の熱帯林を有するアマゾン川流域に属し、アマゾン熱帯林の中でペルーはブラジルに次ぐ第二位の67,992千ヘクタール(FAO FRA2010)の熱帯林を有し、地球温暖化の原因とされている温室効果ガスの吸収源としても大きな役割を果たしている。しかしながら、近年では違法伐採や、入植による農地への転換など、適切な管理計画に基づかない森林伐採をはじめとする生産活動により森林面積の減少が続き、年間0.22%、約150千ヘクタール(2005-2010年)の割合で減少が続いている。この割合は1990年から2005年の間の0.14%よりも増加傾向にある(FAO FRA2010)。このような状況に対してペルー政府は環境省の下に2010年「気候変動緩和のための国家森林保全プログラム(2010-2020)」(PNCB)を立ち上げ、気候変動の緩和と持続的な発展に向けた取り組みを強化している。現在PNCBでは森林保全のためREDD+の推進を柱とした事業を実施している。しかしながら森林の土地変化をモニタリングし、関係機関に報告すべきPNCBに十分な技術力や実施体制が整っていないことや、モニタリングの結果を受けて取り締まりを行うべき地方行政機関や生産林を管轄する農業灌漑省(MINAGRI)との情報の適切な共有体制が整っていない等の状況にあり、PNCBを中心とした森林保全にかかわる地方行政機関やMINAGRIなどの関係機関の能力及びそれらの連携体制の強化が求められている。このため、技術協力プロジェクト「森林保全及びREDD+メカニズム能力強化プロジェクト」(以下「本事業」という)ではPNCBを直接のカウンターパートとしつつも、MINAGRI、及び本事業の中でパイロットプロジェクトを行う3州の地方行政機関への能力強化と連携体制の強化を行うものである。なお、本事業に先立ち日本政府では環境プログラム無償「森林管理計画」(2010年)を実施し、森林モニタリングの機材・衛星データの供与を行っており、森林基盤図の作成などのモニタリングの基本となる業務をペルー政府側で実施している。本技術協力ではこの成果を伸ばし、実際のモニタリングに活用できるよう技術協力を行うとともに、この協力によって調達された機材やデータを有

効に活用して、効率的な技術協力を行うこととする。これらを背景とし、プロジェクトを開始したが、その後のペルー国内における、森林保全、REDD+に関連する実施方針の変更に伴い、特にMINAGRIとの連携の必要性がさらに増すこととなった。このため、MINAGRIの森林野生生物局 (Autoridad Nacional Forestal y de Fauna Silvestre :SERFOR)もカウンターパートに加え、2省と連携し、中央政府および地方行政機関への能力強化を進めることとする。

上位目標	向上した技術がペルーにおける森林保全及びREDD+活動に活用される
プロジェクト目標	プロジェクト対象機関の森林保全及びREDD+に関する能力が強化される
成果	<p>成果1. REDD+と持続的森林管理に関する重要政策が実施される。</p> <p>成果2. 国家森林野生生物監督警戒システム(SNCVFFS)の効果が向上する。</p> <p>成果3. 森林ゾーニングの手順に関して、森林資源情報が改善する。</p>
活動	<p>成果1.に対し</p> <p>1-1: 国家森林気候変動戦略(ENBCC)の重要なコンポーネントを実施する。</p> <p>1-1-1: 森林減少抑制のための連携改善と効果的実施、活動強化を実現するセクター横断的管理とマルチレベル情報システム(国家森林野生成物情報システム、SNIFFS)を開発して実施する。</p> <p>1-1-2: 先進のリモートセンシング技術の導入を通じて、浸水林を含む森林生態系脆弱性の分析とベースラインを補完する。</p> <p>1-2: 国家森林野生生物計画(PLNFFS)策定プロセスを強化する。</p> <p>成果2.に対し</p> <p>2-1: 国家森林野生生物監督警戒システム(SNCVFFS)の実施を支援する。</p> <p>2-1-1: SNCVFFSを支えるためにSNIFFSの森林早期警報システムを強化する。</p> <p>2-1-2: SNCVFFSの調整の場をパイロット州で強化する。</p> <p>2-2: SERFORとその他のSNCVFFS関係者による森林早期警報に関する能力を強化する。</p> <p>2-2-1: JJ-FASTなどの新しい森林早期警報プラットフォームに関する能力強化を行う。</p> <p>2-2-2: 森林早期警報のモニタリングに関する能力を国家レベル(SERFOR、PNCBなど)と準国家レベル(州政府、SERFOR地方事務所/ATFFS、検問所)で強化する。</p> <p>成果3.に対し</p> <p>3-1: 乾燥林の森林・非森林被覆分類能力を強化する。</p> <p>3-1-1: 乾燥林の森林・非森林の分類とマッピング、モニタリングの実践的な方法論を開発する。</p> <p>3-1-2: 開発した方法論を地上調査を通じて検証する。</p> <p>3-1-3: 乾燥林の森林・非森林マップを作成する。</p> <p>3-1-4: 実践的な方法論の詳細記述と手順を印刷物や電子版などの媒体で普及する。</p> <p>3-1-5: SERFORとPNCB、州政府の技術者に技術移転を行う。</p> <p>3-2: 森林ゾーニング用のマッピングとモニタリングに先進リモートセンシング技術を活用する方法論の開発に対して技術アドバイスをを行う。</p> <p>3-2-1: 森林マッピングの方法論を開発する。</p> <p>3-2-2: 乾燥林における森林回復潜在地マッピングの方法論を開発する。</p> <p>3-2-3: 森林ゾーニングのガイドラインをもとに指標の変化をモニタリングする方法を開発し、SNIFFSの衛星モニタリングユニットと連携して変化モニタリング・評価のプラットフォームをデザインする。</p> <p>3-2-4: 中央と準国レベルで技術能力の移転を行う。</p>
投入	
日本側投入	<p>1) 専門家派遣(チーフアドバイザー/森林保全・REDD+組織強化、森林モニタリング/早期警戒、森林地図/土地被覆判別、衛星画像分析、能力強化、その他必要に応じて派遣)</p> <p>2) 研修(本邦研修:森林行政、レーダー画像分析など)、第三国研修および現地研修</p> <p>3) 機材供与(車両、衛星画像、その他プロジェクト実施に必要な機材)</p>
相手国側投入	カウンターパート(CP)の配置及びCPの活動に必要な経費等、事務所スペースとその仕様にかかる光熱費等
外部条件	治安状況が大きく変化しない。

関連する援助活動

- (1)我が国の援助活動
- これまでの自然環境保全分野における我が国の援助実績は以下の通り。
- ・環境プログラム無償「森林保全計画」2010年
 - ペルー全土の森林保全・管理を目的として、森林の植生状況の調査、関連基礎情報の収集・分析・管理等の活動に必要な機材等を供与。森林資源情報の収集・分析能力等を強化することにより、同国の森林保全計画の立案、森林面積の維持・拡大等に貢献するとともに地球規模課題である温暖化効果ガスの削減に寄与することを目的とする。
 - ペルーの有する自然環境の重要性やペルー政府が自然環境保全に対して前向きな取り組みを行っていることから、様々な援助機関が同国森林保全分野で積極的な支援活動を行っている。
 - 主な協力は次の通り。
 - ・REDD+メカニズム確立支援(ドイツ復興金融公庫、Gordon & Betty Moore財団): REDD+確立のための法制度整備及びMRV等REDD+プロジェクト実施に向けた技術的支援
 - ・REDD+実施準備プロジェクト(米州開発銀行): REDD+プロジェクト実施準備に向けた資金支援
 - ・森林炭素パートナーシップファシリティー 準備支援(世界銀行): REDD+実施にかかる組織強化、国レベルでの温室効果ガス排出レベルの策定、国家森林資源モニタリング
- (2)他ドナー等の援助活動

の実施支援

・森林減少・劣化からの温室効果ガス排出削減および持続的な開発の推進プロジェクト（ノルウェー/ドイツ）：REDD+プロジェクトの準備支援および実施時の成果払いへの資金支援。約3億ユーロを上限として支援。



有償技術支援－附帯プロ

2018年10月06日現在

本部／国内機関 : 農村開発部

案件概要表

案件名	(和)カハマルカ州小規模農家生計向上プロジェクト (英)Project for improving livelihood of small-scale farmers in Cajamarca
対象国名	ペルー
分野課題1	農村開発-農村生活環境改善
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	農林水産-農業-農業一般
プログラム名 援助重点課題 開発課題	地方農村部生産性改善プログラム 経済社会インフラの整備と格差是正 格差是正のための農村開発強化
プロジェクトサイト	カハマルカ州の南部地域5郡(カハマルカ郡、カハバンバ郡、サンマルコス郡、サンミゲル郡、サンパウロ郡)
署名日(実施合意)	2011年03月10日
協力期間	2011年07月31日 ~ 2016年07月30日
相手国機関名	(和)農業省、INIA、AGRORURAL、カハマルカ州政府、カハバンバ・カハマルカ・サンマルコス・サンミゲル・サンパウロ郡政府
相手国機関名	(英)Ministry of Agriculture, INIA, AGRORURAL, Regional Government, Provincial Municipality

プロジェクト概要

背景 ペルーは、安定したマクロ経済の成長の反面、高いGINI係数(0.481)を示し貧富の格差が大きいことから、貧困対策は現政権の重要課題である。ペルーは、沿岸部(コスタ)、山岳部(シエラ)及び内陸森林地帯(セルバ)に国土が大別されるが、中でもシエラの貧困率は67.6%と一番高く、同地域における貧困対策は喫緊の課題である。2006年には、「山岳地域輸出振興法」が発令され、山岳地域の農林畜産業等の振興を通じた貧困削減及び地域経済の活性化を目指す各種施策が実施されている。

対象地のカハマルカ州はシエラに位置し、貧困率が64.5%に達する地域である。人口の大半は農業に従事し、粗放な天水農法によって伝統的作物(トウモロコシ、ジャガイモ等)を、自家消費及び近隣市場向けに栽培しているが、農業による収入は殆ど得られていない状態である。カハマルカ州における農家あたりの平均耕作面積は0.5-3haと小規模なため、農業による収入向上のためには、少ない作付面積で高い収益の上げられる作物を導入した新しい営農体系の構築が求められている。

本案件は、換金作物の農業生産性向上や農産物生産チェーンの構築を通じて小規模農家の生計向上を支援することにより、これまでにかハマルカ州で実施された有償資金協力「山岳地域・貧困緩和環境保全事業(I)、(II)及び(III)」や、現在実施中の「山岳域小中規模灌漑整備事業」の開発効果の増大を目指すものであり、円借款事業との連携の観点から日本に対して技術協力が要請された。

上位目標 1: 対象地域の小規模農家の生計が向上する。
2: 啓発対象地域においてモデルが活用される。

プロジェクト目標 対象地域において小規模農家の生計向上に向けたモデルが構築される。

1: モデル集落において、農民組織の活動実施体制が整備・強化される。

成果	<p>2:モデル集落農家の対象作物の農業生産性及び質が向上する。</p> <p>3:モデル集落の農民組織による農産物生産チェーンが整備される。</p> <p>4:モデル集落の水土保持が促進される。</p> <p>5:啓発対象地域の啓蒙対象者において、モデル集落での取り組みへの理解が深化する。</p>
活動	<p>1-1:プロジェクト開始後に策定されたモデル集落選定基準に基づき各郡1箇所のモデル集落を選定し、協定書を締結する。</p> <p>1-2:モデル集落でベースライン調査を実施する。</p> <p>1-3:モデル集落の農家に対して活動内容の説明・啓発を行う。</p> <p>1-4:各活動内容に適した農民組織を設立する。</p> <p>1-5:農民組織に対する組織運営や活動計画策定に係る指導・支援を行う。</p> <p>1-6:モデル集落でエンドライン調査を実施する。</p> <p>2-1:INIAにおいて対象作物の優良種子を生産し、モデル集落の小規模農家への供給を行う。</p> <p>2-2:各郡のモデル集落に展示圃場を設置する。</p> <p>2-3:展示圃場の活用やモデル集落の農家への巡回指導等を通して、播種、施肥と土壌管理、病害虫対策等の栽培技術を普及する。</p> <p>2-4:栽培技術マニュアルを作成する。</p> <p>3-1:農産物生産チェーン整備計画書を作成する。</p> <p>3-2:対象5郡に農産物加工場を整備する。</p> <p>3-3:農産物加工場の操作運営に係る指導を各農民組織に対して行う。</p> <p>3-4:農民組織による農産物加工品の市場開拓と販売を指導・支援する。</p> <p>4-1:対象地域の小規模農家に対する土壌保全に係る指導と実施促進支援を行う。</p> <p>4-2:農民組織に対して植林の苗畑場の設置・運営と植林への指導・支援を行う。</p> <p>5-1:モデル集落の取り組みを啓発する対象地域を選定する。</p> <p>5-2:啓発対象地域の範囲ごとに適した啓発対象者、啓発方法及び啓発内容を検討の上、啓発計画を策定する。</p> <p>5-3:啓発対象地域の啓発対象者に対して計画に沿った啓発活動を行う。</p>
投入	
日本側投入	<ul style="list-style-type: none"> ・専門家:(総括/啓蒙、副業務主任/農産物加工/流通1、農地保全、農業技術普及/農民組織、農産物加工/流通2、業務調整/啓蒙補助) ・カウンターパートの技術研修(本邦研修、第三国研修等) ・供与機材(機材・車両等) ・在外事業強化費(現地業務費)
相手国側投入	<ul style="list-style-type: none"> ・カウンターパートの配置 ・施設(建物、施設、展示圃場、事務所、機材の設置保管場所、その他プロジェクト実施に必要な場所) ・電気、水道、通信設備 ・運営経費(電気、水道、通信、燃料の他、施設の維持にかかる経費、職員の人件費及び旅費等、調査及び普及活動のための予算を含む) ・その他
外部条件	<p>1) 前提条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象地域及び啓蒙対象地域における経済社会状況、特に治安が安定している。 <p>2) アウトプット達成のための外部条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モデル集落で異常気象や予期せぬ病虫害の発生等が起こらない。 <p>3) プロジェクト目標達成のための外部条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象作物の価格が極端に下落しない。 <p>4) 上位目標達成のための外部条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象地域及び啓蒙対象地域において異常気象や予期せぬ病虫害の発生等が起こらない。 ・C/P機関がモデルの成果を活用し、農業促進支援を継続して実施する。 ・有償資金協力「山岳地域小中規模灌漑整備事業」が実施される。
実施体制	
(1)現地実施体制	<p>協力相手先機関は、国立農業研究所(INIA)、地域農業生産性向上プログラム(AGRORURAL)、カハマルカ州政府、カハバンバ郡、カハマルカ郡(ナモラ町、マタラ町)、サンマルコス郡(イチョカン町)、サンミゲル郡及びサンバプロ郡政府の8機関である。</p>
(2)国内支援体制	<p>特になし。</p>
関連する援助活動	
(1)我が国の援助活動	<p>プロジェクト方式技術協力:ペルー野菜生産技術センター計画(1986~1993)</p> <p>有償資金協力:山岳地域・貧困緩和環境保全事業(I~III)(1997~)、山岳地域小中規模灌漑事業(2012~)</p> <p>開発調査型技術協力:中央アンデス地方における貧困農家のための地方開発及び能力強化調査(2009.3~2010.8)</p>
(2)他ドナー等の援助活動	<p>USAID、CARE</p>



草の根技協(パートナー型)

2018年10月11日現在

本部/国内機関 : 東京国際センター

案件概要表

案件名	(和) マイクロビジネスによるアグロフォレストリー生産者コミュニティ支援事業 (英) Supporting project of agroforestry farmers community by micro business
対象国名	ペルー
分野課題1	農村開発-地方産業育成
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	農林水産-農業-農業一般
プログラム名	プログラム構成外
援助重点課題	-
開発課題	-
プロジェクトサイト	ウカヤリ州コロネルポルティエージョ郡
署名日(実施合意)	2012年05月29日
協力期間	2012年06月01日 ~ 2017年05月31日
相手国機関名	(英) NPO Kizuna Amazonica
日本側協力機関名	アルコイリス
プロジェクト概要	
背景	グローバル化と非伝統的農産品輸出開発の拡大から、事業対象地ウカヤリ州では、今や多くの小規模零細農家が国際市場と関わり、その結果、経済的不利益を被り、森林が乱開発され、生活環境が悪化するなどの影響を受けている。小農が個人ベースで原料販売に手を出すと、利益を最優先する民間資本による開発に巻き込まれ、市場原理に翻弄され、生活が不安定になることから、生活環境を損なうことなく、非伝統的農産品開発に関与することが、切実な課題となっている。
上位目標	サチャインチのアグロフォレストリー栽培に取り組む農家の数が増加し、アグロフォレストリーが普及する。
プロジェクト目標	アグロフォレストリー農家グループのマイクロビジネスを通じて、ターゲットグループの生活環境が改善される。
成果	1. アグロフォレストリー農家のグループ化が進み、農家グループが結成される。 2. サチャインチのアグロフォレストリー栽培に取り組む農家の数が増加し、農業技術が向上する。 3. 共同作業場が整備され、サチャインチのトルタやオイルの加工生産技術が改善する。 4. サチャインチ加工食品を通じ、良質で安全なたんぱく質や脂質が子供たちに提供される。 5. サチャインチ加工食品が村の特産品として販売される。
活動	【成果1】 1-1. アグロフォレストリー農家のグループがリーダーを選出する。 1-2. 農家グループ先進事例を訪問又はアドバイザーを招聘し、農家グループの運営について学習する。 1-3. アグロフォレストリー農家のグループが村人農家を対象に説明会を開催する。 1-4. アグロフォレストリー農家のグループが農家グループの会則と活動計画を作成する。 1-5. 農家グループの登記準備を行う。 1-6. 農家グループが活動記録をつける。 【成果2】

- 2-1. アグロフォレストリー農家のグループへのフォローアップ技術指導を行う。
- 2-2. アグロフォレストリー農家のグループと指導担当者が、村人農家を対象に技術指導を実施する。
- 2-3. 先進事例よりアグロフォレストリー専門家を招聘又は訪問し、技術指導を受ける。
- 2-4. 農業省ウカヤリ支部と病害虫対策の共同研修を実施する。

【成果3】

- 3-1. 指導担当者とアグロフォレストリー農家のグループが共同作業場の準備を始める。
- 3-2. 指導担当者とアグロフォレストリー農家のグループが話し合い、共同作業場と資機材を整備する。
- 3-3. アグロフォレストリー農家のグループが整備した資機材の正しい使い方を習得する。
- 3-4. 加工生産技術向上のためのワークショップを実施する。
- 3-5. アグロフォレストリー農家のグループが村人農家を対象にワークショップを実施する。

【成果4】

- 4-1. 指導担当者とアグロフォレストリー農家のグループが地区内や周辺地域の学校で栄養セミナーや調理ワークショップ実施のための準備をする。
- 4-2. 指導担当者とアグロフォレストリー農家のグループが地区内や周辺地域の学校で栄養セミナーや調理ワークショップを実施する。
- 4-3. サチャインチ加工食品等の製造のための衛生管理等について日本又はペルーで研修を受ける。
- 4-4. 対象地域内のお祭りなどで、アグロフォレストリー農家のグループがサチャインチ加工食品を無料提供する。

【成果5】

- 5-1. 専門家による支援の下、アグロフォレストリー農家のグループが販売計画を作成する。
- 5-2. 日本又はペルーで開催されるイベントに参加し、商品化や地域販売研修を受ける。
- 5-3. アグロフォレストリー農家のグループに対して、営業指導を行う。
- 5-4. アグロフォレストリー農家のグループが営業活動を行う。

投入

日本側投入

- ・プロジェクトマネージャー(日本人):1名
- ・コミュニティトレード専門家(ペルー人):1名
- ・組合アドバイザー、国内調整員、広報・記録担当員(日本人):1名
- ・加工流通商品開発専門家(日本人):複数名
- ・現地調整員(ペルー人):1名
- ・農業技術指導担当員(ペルー人):1名
- ・組織運営指導担当員(ペルー人):1名
- ・調理栄養担当(ペルー人):1名
- ・品質管理指導担当員(ペルー人):1名
- ・現地作業補助員(ペルー人):複数名

【資機材】

- ・オイル酸価検査キット
- ・太陽光乾燥機
- ・玉絞め手動搾油機(大型・小型)
- ・蓋締機
- ・ソーラークッカー
- ・ヒートシーラー
- ・オートバイ

相手国側投入

【資機材】

- ・包装資材
- ・梱包資材

【施設】

- ・共同作業場
- ・共同保管倉庫

外部条件

- ・中心メンバーが離脱しない。
- ・道路や水路が治安状況や天候悪化によって利用できなくなる。
- ・異常気象(干ばつや大雨など)や害虫・病気等によって、サチャインチの生育が阻害されない。

実施体制

- (1)現地実施体制 C/P機関:NPO法人キズナ
- (2)国内支援体制 特記事項なし



有償技術支援－有償専門家

2019年03月15日現在

本部／国内機関 : 中南米部

案件概要表

案件名	(和)円借款総合調整アドバイザー (英)Japanese ODA Loan General Coordination Advisor
対象国名	ペルー
分野課題1	その他-その他
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	その他-その他-その他
プログラム名	プログラム構成外
援助重点課題	-
開発課題	-
プロジェクトサイト	ペルー共和国 リマ市
協力期間	2016年11月11日 ~ 2019年11月10日
相手国機関名	(和)経済財政省
相手国機関名	(英)Ministry of Economy and Finance (MEF)

プロジェクト概要

背景

わが国の対ペルー円借款は、2016年1月末までに合計48件、累計円借款承諾額約4,216億円という、中南米諸国の中で最大規模であり、対ペルーODA支援の中核スキームである。2000年～2005年のトレド政権下では新規円借款は供与されなかったが、2006年～2011年のガルシア政権下で供与が再開され、計7件、約374億円の供与が実現した。また、2011年7月に発足したウマラ政権に対しても、2012年3月に2件約76億円、2012年度に4件約211億円、2013年度に1件100億円、2014年度に2件約94億円を承諾済みである。

ペルー国の公共事業は、公的資金の効率的・効果的活用の観点から、経済財政省が所管する「国家公共投資システム(SNIP)」に従って管理されている。とりわけ、円借款事業を含めた対外債務借入を伴う事業については、公社、地方政府、各省の審査を踏まえて経済財政省により厳しく審査されている。従って、円借款の案件形成を円滑に行い、事業の早期開始を実現するためには、案件形成の早い段階からSNIP審査を担当する経済財政省と意見調整を行うことが必須である。また、円借款の借款契約が調印済みの既往案件についても、調達・貸付実行を含めた案件の円滑な実施を図るうえで対外借入の窓口である経済財政省との連携が重要である。

JICAは新規円借款の供与が再開された2006年から「円借款総合調整専門家」を経済財政省の計画・投資室に継続的に派遣し、ペルーの円借款による支援希望分野の優先順位付け、優先順位の高い案件の発掘・案件形成、SNIP審査通過支援、既往案件の実施促進等の総合調整業務を行ってきた。円借款供与が再開された2006年以降、これまで円滑に新規案件が形成され、供与に結びついていることには、上記専門家の貢献による部分が大きい。

現在、対ペルー円借款は新しい時代を迎えている。2010年度以降中進国入りし、円借款の供与分野が限定されることとなった結果、案件形成に当たっては、円借款供与によってペルー政府が支援を希望している分野と、円借款が実際に供与できる分野とを調整し、双方合意に基づいた新規円借款案件を発掘・選定する必要がある。加えて、ペルーの堅調な経済成長や、日本政府のインフラ輸出の政策を踏まえ、中進国向けの支援、本邦企業の支援の観点から新規円借款案件形成を図っていく必要がある。2012年3月に日本・ペルー間の経済連携協定(EPA)が発効し、今後も両国の投資・貿易が拡大していくことが見込まれ、円借款及び有償勘定技術支援を通じた両国の投資・貿易の促進支援の可能性についても検討が必要である。更に、近年はSNIPの制度が厳格に運用されており、新規円借款案件の形成の難度が増しており、経済財政省を始めとするペルー側との緊密な調整を踏まえた円滑な案件形成が求められる。一方で、SNIP制度による案件形成コスト増大、融資比率の低さを要因とする事業実施上の

問題等への対応も必要となっている。また、2016年7月に発足する新政権は選挙時にSNIPの制度改善を掲げており、今後実現される場合は過去の経験を踏まえ、JICAとしても適切な制度改善提案を行うことが望ましい。同取り組みは、2020年までのペルー事務所のアクションプランにも含まれている。

かかる状況下、円借款による本邦企業の支援可能性を探りつつ、対外借入窓口である経済財政省との緊密な連携・調整を行い、もって開発効果の確保される形でのわが国が目指す円借款支援とペルー政府が期待する円借款支援とのマッチングを実現することに寄与する専門家を派遣する必要性は極めて大きい。

上位目標	経済財政省との緊密な情報交換・調整を通じて、円借款案件の効率的・効果的な案件形成、案件監理が実現する。また、経済財政省及び本邦企業支援につながる円借款案件の形成が促進される。
プロジェクト目標	<ul style="list-style-type: none">・円借款の効率的な新規案件形成が促進される。・円借款を供与することで本邦企業支援につながる分野と、ペルー政府が円借款を通じて我が国に支援を求める分野間でのマッチングが促進される。・他ドナーとの円借款、及び円借款附帯プロジェクトとの連携が促進される。・円借款案件の円滑な実施及び効果発現強化のためのモニタリング体制が改善する。・SNIP制度が適切に改善される。
成果	<ul style="list-style-type: none">・ペルー政府より要請された円借款案件においてSNIPの審査手続きが円滑かつ効率的に進められる。・円借款ロングリストが更新され、その中に本邦企業支援につながる案件が含まれる。・技術協力と有償資金協力との有機的連携が進む。・他ドナーとの協調、連携が進む。・円借款案件の円滑な実施及び効果発現強化のためのモニタリング体制強化案が作成される。・各ドナーの意見を踏まえたSNIP制度改善案が作成される。
活動	<ul style="list-style-type: none">・現在ペルー政府より要請を受けている新規円借款候補案件「休廃止鉱山環境負荷軽減事業」「固形廃棄物処理事業(II)」「先住民の生計向上と持続的森林管理を通じた森林減少抑制事業」について、経済財政省とJICAとの間に立ち、案件形成を支援する。また、未要請であってもペルー国側の支援ニーズがあり優先度が高い案件があれば、それらの円借款候補案件としての発掘を支援する。・ペルーのPPPIに係る制度や手続きに関する情報を取りまとめると共に、ProinversionのPPP候補案件の中から有償資金協力の可能性があるプロジェクトに関する情報収集を行う。・ペルー国への投資・進出を検討している本邦企業支援に対する円借款及び有償助定技術支援による支援の可能性を検討し、可能性のある案件の発掘を支援する。・上記支援の結果、我が国及びペルー国にとって優先度が高いと判断される新規円借款案件の案件形成を支援する。特にSNIP審査が円滑に進むよう、経済財政省、実施機関、JICA間の円滑な協議・連携を調整する。・既往円借款案件について、調達・貸付実行を含めた円滑な案件実施を支援する。・必要に応じて、円借款新規案件候補、既往案件の現地踏査を行う。・定期的開催されている経済財政省、実施機関、JICAとの間での新規案件・既往案件の検討、進捗状況と今後のアクションに関する合意形成・認識共有を目的としたポートフォリオレビュー会合において、3者間の意見調整を行う。・他ドナー、経済財政省、JICAとの間に立ち、3者の緊密な連携を促進、支援する。・SNIPの規定が改訂される場合には、改訂の骨子、円借款案件に対して当該規定が及ぼす影響について整理・分析を行い、JICAに報告する。また、JICAや他ドナーの意見を取りまとめ、経済財政省のSNIP制度改善の取り組みを支援する。・JICAペルー事務所と経済財政省、実施機関との間の日常的な情報共有を支援し、経済財政省におけるJICAのフォーカスポイントとして活動する。また、円借款案件の円滑な実施及び効果発現強化のためのモニタリング体制案を作成する。
投入	
日本側投入	長期専門家1名
相手国側投入	執務室、電話、パソコン、事務用品等
外部条件	<ol style="list-style-type: none">1. ペルー政府の国際協力受け入れ方針が大幅に変更されない。2. 治安が大幅に悪化しない。
実施体制	
(1)現地実施体制	ペルー経済財政省(MEF)
関連する援助活動	
(1)我が国の援助活動	我が国の無償資金協力、技術協力およびボランティア事業の形成・実施促進のため、国際協力庁(APCI)に個別専門家を派遣中。
(2)他ドナー等の援助活動	ドイツ(GIZ)がペルー経済財政省に専門家(複数)を派遣している。



個別案件(専門家)

2018年02月23日現在

本部/国内機関 : 中南米部

案件概要表

案件名	(和)国際技術協力プロジェクトの調整・計画及び実施 (英)Expert in Coordination, Planning and Implementation of International Cooperation Project to APCI
対象国名	ペルー
分野課題1	その他-その他
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	計画・行政-開発計画-開発計画一般
プログラム名	その他
援助重点課題	その他
開発課題	その他
プロジェクトサイト	ペルー国リマ市他
協力期間	2016年03月24日 ~ 2018年03月23日
相手国機関名	(和)ペルー国国際協力庁(APCI)
相手国機関名	(英)Peruvian International Cooperation Agency

プロジェクト概要

背景	<p>ペルー国国際協力庁(APCI)は技術協力・無償資金協力の援助窓口機関であり、ペルー国の開発政策に基づき、各ドナーによる援助の計画、優先順位付、実施監理を所管している。2010年からペルー国は中進国となり、APCIは効率的かつ透明性の高い案件形成に向けた能力強化や国際協力の新たなメカニズムの方策を模索している。</p> <p>我が国の対ペルー協力は有償資金協力を中心に行われており、有償資金協力は経済財務省を窓口として行われているが、治安の改善により、人の派遣を伴う技術協力やボランティア派遣等も拡大している。また、ペルーの中進国入りに伴い、技術協力・無償資金協力の案件形成に際しては、中長期的な視点から支援方法・内容・規模等について、援助効果の最大化を一層考慮して精査していく必要性が生じている。</p> <p>このような中、我が国協力の円滑な案件形成や実施を支援する専門家の派遣が我が国へ要請され、2014年6月から2015年12月まで専門家派遣を実施した。当該専門家の派遣により、APCIの各種手続きの把握および一定の改善、案件モニタリング会合の立ち上げ等が行われた。これらの活動成果を踏まえ、ペルーの開発課題と我が国の援助方針を考慮し、APCIの技術協力・無償資金協力にかかる案件形成およびモニタリング能力の向上を支援し、また中進国であるペルーの資金・技術リソースを活用した協力を推進するため、引き続き当該専門家の派遣が求められている。</p>
上位目標	ペルー国における我が国の協力が効率的、効果的に実施される。
プロジェクト目標	ペルー国に対する技術協力および無償資金協力について、APCIの案件形成およびモニタリング能力向上を支援し、中進国であるペルーの資金・技術リソースを活用した協力を推進する。
成果	<ol style="list-style-type: none">1.APCIが我が国の援助方針を理解した上で、技術協力および無償資金協力案件が中長期的かつ効率的に形成される。2.実施中および実施済みの技術協力および無償資金協力に関し、案件モニタリングのメカニズムが定着し、APCIによる必要なフォローがなされる。3.ペルー国側の資金・技術リソースを活用した協力が推進される。

活動	<p>1-1 ペルー政府の開発計画をレビューし、ペルー国外務省及びAPCIの援助方針を確認する。</p> <p>1-2 我が国およびJICAの対ペルー援助方針、中長期的な協力方針を確認し、APCIの理解を促進する。</p> <p>1-3 我が国およびJICAの技術協力・無償資金協力の実施にあたりAPCIが果たすべき役割を確認・分析し、APCIの当該役割に対する理解を促進する。</p> <p>1-4 JICAによる技術協力・無償資金協力が中期的かつ効率的に形成されるべく、APCIによる協力企画および関係者との調整を支援する。</p> <p>1-5 JICAによる技術協力および無償資金協力の現地広報を支援する。</p> <p>1-6 我が国の技術協力及び無償資金協力の実施の遅延の原因となっている先方手続きの障壁を解明し、その解消に向けAPCIを支援する。</p> <p>2-1 我が国およびJICAの実施中・実施済み技術協力・無償資金協力について、必要に応じて、課題等を確認し、整理する。</p> <p>2-2 我が国およびJICAの実施中の技術協力・無償資金協力にかかる各種調整および実施業務についてAPCIを支援する。</p> <p>2-3 実施中および実施済みの技術協力・無償資金協力にかかる案件モニタリング会合の定期的開催を支援する。</p> <p>2-4 APCIによる実施中の技術協力・無償資金協力にかかるモニタリング体制の整備を支援する。</p> <p>3-1 ペルー国側の資金・技術リソースを活用した協力の実施にかかるペルー国外務省およびAPCIの方針を確認する。</p> <p>3-2 我が国が有する優れた技術の活用可能性やペルーが他国に対して有する優位性等を考慮し、ペルー国側の資金・技術リソースを活用した協力が検討可能な分野を抽出する。</p> <p>3-3 上記分野における具体的案件を検討する。</p>
投入	
日本側投入	長期専門家
相手国側投入	執務室、外部通信環境(電話、インターネットアクセス)等
外部条件	<p>1 ペルー政府の国際協力受入方針が大幅に変更されない。</p> <p>2 治安が大幅に悪化しない。</p>
実施体制	
(1)現地実施体制	APCIの管理・国際交渉課を直接のC/Pとして実施する。
関連する援助活動	
(1)我が国の援助活動	我が国の有償資金協力案件の形成促進のため「円借款総合調整アドバイザー」を経済財政省へ派遣中。
(2)他ドナー等の援助活動	米国(USAID)、ドイツ(GIZ)、スペイン(AECID)等がペルー国において技術協力を実施。